

MICE 視察支援事業 支援金支払要綱

(趣旨)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）は、沖縄県内におけるMICEの開催を促進するため、視察に要する経費に対し、予算の範囲内で支援金を支払うものとし、その支払いに関し必要な事項をこの要綱に定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で対象とする「MICE」とは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨旅行（Incentive Travel）、学術会議、国内外の学会・協会が開催する会議及びそれに準ずる各種会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）を指す。ただし、展示・見本市、イベント（Exhibition/Event）は支援対象外とする。

(支援対象)

第3条 支援の対象となる事業者（以下「支援対象事業者」という。）は、MICEの主催者とする。

- 2 支援対象となる視察期間は、本事業実施年度の7月7日から2月28日の間に完了するもの。
- 3 支援対象となる視察人数は原則3名までとし、旅行社、PCO等を含むことも可とする。
- 4 支援対象となる宿泊日数は、1案件につき国内在住者は2泊以内、海外在住者は4泊以内とし、沖縄県外での宿泊日数は含まれない。
- 5 支援対象となるMICEは、次の各号の要件を全て満たすものとする。
 - (1) 開催期間が2日間以上であるもの。
 - (2) 過去3年以内に本事業を利用しての視察実績がないもの。
- 6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支援の対象としない。
 - (1) 政治目的、宗教目的または営利目的であるもの。
 - (2) 主催者が国、地方公共団体及びそれに準ずる団体であるもの。
 - (3) 正式に沖縄開催を公表していないが、理事会等で既に内定しているもの。
 - (4) 開催地の持ち回り制などにより定期的な沖縄開催が決定しているもの。
 - (5) 展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）に属する案件であるもの。
 - (6) 国、沖縄県または県内市町村から視察経費の助成を受けているもの。

- (7) 沖縄県による渡航自粛要請期間中に実施するもの。
- (8) 本事業において既に申請を行い、支援金支払予定通知を受けているもの。
- (9) その他、支援金を支払うことが不適切と判断されるもの。

(支援金の支払額)

第4条 視察に要する費用のうち、交通費および宿泊費相当額として、1人あたり2万円を支援する。ただし、1人あたりの当該経費が2万円に満たない場合は、実費額を支援する。

(支援金支払い申請)

第5条 支援金の支払いを申請しようとする者は、次の各号の書類をOCVB会長に提出しなければならない。

- (1) 支援金支払申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（様式第2号）
 - (3) 視察経費予算書（様式第3号）
- 2 申請は視察実施予定日の10日前（土日祝日を除く）までとし、書類が不備なくOCVB本社の担当窓口へ提出されていることを要する。
- 3 視察実施後の申請は受け付けない。

(支援の決定)

第6条 OCVB会長は、前条の申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係る視察が適当であると認めるときは、支援金の支払い予定額（以下「支払予定額」という。）を決定し、支援決定通知書にてその旨を通知するものとする。

- 2 前項に定める支援決定通知書に記載の額は、本事業の支払予定額を示すものであり、支払い額は実績報告書に基づいて確定するため、支払予定額とは異なることがある。
- 3 支援決定通知書発行後、支払予定額を超えての支払いは、いかなる理由があっても行うことができない。

(支援金支払申請の取下げ)

第7条 前条の規定による通知を受けた者（以下「支援予定事業者」という。）は、支援金の申請の取下げをする場合は、速やかに取下げ申請書（様式第5号）をOCVB会長に提出しなければならない。

(中止、廃止)

第8条 支援予定事業者は、支援の対象となるMICEの視察に係る事業（以下「支援対象事業」という。）を中止又は廃止する場合は、あらかじめ支援対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）をOCVB会長に提出し、その承認を受けなければならない。

ない。

2 前項において、中止（廃止）の承認を受けた支援対象事業、または自然災害・流行性疾病等により支払対象事業が中止となった場合には、支援金を支払わない。

（事故の報告）

第9条 支援予定事業者は、支援予定事業者の責めによらない事由により、支援対象事業の完了が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第7号）によりOCVB会長に報告を行い、その指示を受けなければならない。

（現場の調査）

第10条 OCVBは、必要に応じて支援対象事業の実施状況調査を行うものとし、支援予定事業者はこれに協力するものとする。

（実施報告）

第11条 支援予定事業者は、OCVB会長があらかじめ指定した日までに、次の各号の書類をOCVB会長に提出しなければならない。なお、期限までに提出されない場合、支援金を支払わないことがある。

- （1）実施報告書（様式第8号）
- （2）報告概要（様式第9号）
- （3）搭乗券の半券（写し）または搭乗証明書 往復分
- （4）宿泊費の領収書（写し）
- （5）その他OCVBが必要とする書類

（支援金の額の確定）

第12条 OCVB会長は、前条の報告を受けたときは、報告書等の書類を審査し、その報告に係る視察の実施結果が支援決定時の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支払うべき支援金の額を確定し、支援確定通知書にて通知するものとする。

（支援決定の取消し等）

第13条 OCVB会長は、支援決定通知を受けた支援予定事業者がこの要綱の規定に違反したとき、または支援金支払申請書等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、支援の決定を取消することができる。

- 2 OCVB会長は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する支援金の支払が行われているときは、期限を付して当該支援金の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、OCVB会長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて

年利10.95パーセントの割合で計算した延長金を徴収するものとする。

(支援金の請求、支払い)

- 第14条 第12条に定める支援金確定通知を受けた事業者（以下「支援確定事業者」という。）は、請求書（様式第11号）を速やかにOCVB会長に提出しなければならない。
- 2 支援金の支払いは、支援確定事業者が指定する金融機関口座に日本円で振り込むものとする。
 - 3 海外送金にかかる受取手数料は支援確定事業者の負担とする。

(催事情報の公開)

- 第15条 OCVB及び沖縄県は、支援事業の実績として、本事業により沖縄開催が決定したMICEの概要の一部（催事名、開催期間、開催場所、参加者数・内訳）を公表することができる。

(書類の管理)

- 第16条 支援確定事業者は、視察に要する経費について、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに視察を完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

- 第17条 本要綱に定める提出書類は、原則として全て原本による取扱いとする。
- 2 この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

(附則)

- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年5月2日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年9月16日から施行する。
この要綱は、令和3年7月7日から施行する。